

古文書で探る庶民のくらし

～ 宗旨改めの起請文②～

岡垣歴史文化研究会 羽山 健一

宗旨起請文の続きを紹介する。

【一、村中の人数の内男女共、切支丹宗門の者これ有り」と訴人出で、召し捕えられるに於いては、御糺明を遂げさせられ、庄屋・五人組常々宗門相改め申す所、無沙汰と治定致し候はば、庄屋・五人組曲事仰せ付けらるべく候事。】

糺明は、真相を糺す意。無沙汰は怠ること、治定は決定する意。曲事は、きよくじとも言い、処罰することである。この条文の後に、

【右の条数相背くに於いては】と記し、誓約事項の前書が終わるのである。前書の後には神文が続く。

神文は罰文とも言い、【梵天・帝釈・四大天王、総じて日本国中六十余州の大小神祇…神罰・冥罰各罷り蒙るべきもの也】と結び、漢字66文字の文章である。梵天・帝釈・四大天王は仏法の守護神で、神祇は天地の神である。冥罰は神仏が人知れず下す罰、天罰のことである。神文の後に、

【仍つて起請文件の如し

寛政元年三月

庄屋

何某

組頭

何かし

同

何かし

何かし組合 何かし

但し男は血判、墨判。女は血判斗なり】

とあり、名前を省略している。組合は五人組のことで、組の代表である頭取の名前を冠して、何々組合と呼んでいた。社人(神職)などは、指に墨を付けて押す、墨判が

認められていたのである。

この文書は、村の控えであり、後年のひな形として利用されていた。宗旨役所に提出した正本は、簡条書きの前書に神文を貼り継ぎ、神文の後にまた紙を継ぎ、署名、血判して一通の文書に仕立てていたのである。前書は、役所が提示した案文どおりで、郡方(農村)共通であった。神文は、正本を確認していないが、普通は寺社が交付する厄除けの護符の表又は裏面に罰文を記載したものである。これも又、郡方共通のものと思われる。最後に、庄屋以下11歳以上の村民の名前を連署し、血判で誓約していたのである。福岡藩は、年に2回春と秋に宗

旨改めを実施していた。特に春の改めは嚴重だったとされている。

春の宗旨改めは、節句の3月3日、庄屋の屋敷に村人全員が集合して行われた。縁側か座敷に宗旨起請文を広げて披露し、庄屋・組頭の面前で11歳以上の者が血判して誓約したのである。血判は、左手中指の爪の下を針で刺し、その出血で押したとされている。これが宗旨改帳に記す、誓紙判形である。このような宗旨改めが明治初年の廃止まで、約2百年間も続いたのである。

写真は、誓紙(起請文)を入れた封筒である。【寛政四年 遠賀郡 松原村宗旨御改誓紙式通子ノ三月】と記されている。この封筒には、宗旨起請文や山方起請文など7通が保管されていたが、寛政四年の起請文は存在しないのである。表題から、1792(寛政四)

年春の宗旨起請文が2通あったことがわかる。これは、農地を所有し納税の義務を負う農民(本百姓)と、特定の家に代々仕える奉公人である名子の起請文が、別々に作成されていたからである。

今回全文を紹介した起請文は、本百姓用のものである。



『吉田文書』収載の起請文封筒